

西脇多可行政事務組合新ごみ処理施設の整備及び管理運営に関する環境保全協定書

加古川西部土地改良区（以下「甲」という。）と西脇多可行政事務組合（以下「乙」という。）は、乙が設置する西脇多可行政事務組合新ごみ処理施設（以下「施設」という。）の整備及び管理運営に係る環境保全に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、施設が安全で安心できるものとして、施設の操業に起因する公害を防止し、施設周辺の環境保全に資することを目的とする。

（施設の概要）

第2条 施設の概要は、次のとおりとする。

- (1) 位置 多可町中区徳畑字小池地先及び奥中字奥北野地先
- (2) 名称 （仮称）西脇多可行政事務組合新ごみ処理施設
- (3) 施設
 - ア エネルギー回収施設（焼却施設）
 - イ リサイクル施設（資源化施設）
 - ウ 啓発施設
 - エ 管理施設
 - オ アからエまでの施設の附属施設

（施設の運営期間）

第3条 施設の運営期間は、施設が操業開始した日から起算して、30年間とする。

（施設の整備）

第4条 乙は、施設の整備に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 地震、その他の自然災害に対して十分に耐久性のある施設とすること。
- (2) 施設周辺の環境保全が図れるよう、十分な対策を講じること。
- (3) 施設で発生するプラント排水、生活排水及びごみから浸出する汚水（以下「汚水等」という。）は、翠明湖に流出しないよう対

策を講じること。

- (4) 汚水等が地下に浸透し、翠明湖に流出しないよう対策を講じること。
- (5) 敷地内に降った雨水については、可能な限り貯留し、施設内で利用すること。
- (6) 建設工事中における騒音、振動、翠明湖の水質汚濁等の防止及び交通安全には、万全の対策を講じること。

(施設の使用範囲)

- 第5条 施設において処理する廃棄物は、西脇市及び多可町（以下「構成市町」という。）の区域で発生し、かつ、排出された廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める一般廃棄物（土砂・がれき類を除く。）、その他北播磨清掃事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年北播磨清掃事務組合条例第2号）に定める廃棄物とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、広域に及ぶ災害発生による災害廃棄物を構成市町以外の自治体（以下「他自治体」という。）から受け入れ処理することができるものとする。
 - 3 乙は、前項の規定に基づき他自治体の災害廃棄物を受け入れるときは、事前に甲に報告するものとする。

(施設の操業時間等)

第6条 施設の操業時間等は、次のとおりとする。

- (1) エネルギー回収施設（焼却施設）
24時間運転を原則とする。ただし、点検修理（定期・臨時）による停止を除く。
- (2) リサイクル施設（資源化施設）
月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始等を除く。）の午前8時から午後4時45分までとする。
- (3) 廃棄物の搬入
廃棄物の搬入時間は、次のとおりとする。ただし、大型連休期間、その他必要な場合には、特別に収集日及び受入日を設定することができるものとする。
 - ア 計画収集
月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始等を除く。）の午前8時から午後4時45分まで
 - イ 直接搬入
月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始等を除く。）の午前9時から午後4時まで

(4) 資源化物等の搬出

ア 資源化物

月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始等を除く。）の午前8時から午後4時45分まで

イ 灰、不燃物

エネルギー回収施設の操業日の午前8時から午後4時45分まで

(5) 啓発施設

月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始等を除く。）の午前8時から午後4時45分までとする。ただし、使用目的により時間外の使用をすることができるものとする。

2 年末年始の休みは、原則として12月29日から翌年の1月3日までとする。

（車両の管理）

第7条 乙は、施設に出入りする車両に関し、次に掲げる事項を遵守するよう指導及び啓発するものとする。

- (1) 廃棄物を運搬する車両（以下「車両」という。）から廃棄物を飛散し、落下させないよう必要な措置を執ること。
- (2) 車両の通行に伴う騒音、振動及び悪臭により、地域住民の生活環境に支障を生じさせないよう必要な措置を執ること。
- (3) 交通法令を守り、交通マナーの励行により、交通事故を防止すること。
- (4) 車両を適宜洗車し、清潔に保持すること及び定期的な点検整備を実施すること。

（他の施設の設置）

第8条 乙は、甲の同意なく、敷地内に第2条第3号に定める施設以外の施設を設置してはならない。

（施設の増改築等）

第9条 乙は、施設の処理能力の増強を伴う基幹設備の変更又は施設の増改築を行おうとするときは、その計画段階からあらかじめ甲と協議するものとする。ただし、処理能力の増強を伴わないもの、簡易な修繕工事等は、この限りでない。

（遵守事項）

第10条 乙は、施設の管理運営に当たって、次に掲げる事項を遵守するとともに、信義誠実をもってこの協定を履行するものとする。

- (1) 甲との良好な関係の構築
- (2) 公害防止に係る関係法令等
- (3) 関係法令等の定めによる各種項目の測定結果等の公表
- (4) 施設周辺の道路の安全確保
- (5) 施設の操業に起因して発生した諸問題への対応

(環境保全協議会)

第11条 乙は、施設の環境保全及び公害防止に資するための協議及び報告の場として、環境保全協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

2 協議会の組織、運営に関し必要な事項は、別に定める。

(公害防止対策)

第12条 乙は、施設の管理運営において、施設の操業に起因する公害を防止するため、大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び土壌に関する事項について、関係法令に定めのある規制基準値（以下「法規制値」という。）を遵守するものとする。

2 乙は、次に掲げる公害防止措置を講ずるものとする。

- (1) 大気質（排出ガス）は、煙突出口における計量証明機関による測定結果において別表1に定める自主規制基準値（以下「自主規制値」という。）以下とする。
- (2) 騒音は、敷地境界における計量証明機関による測定結果において別表2に定める自主規制値以下とする。
- (3) 振動は、敷地境界における計量証明機関による測定結果において別表3に定める自主規制値以下とする。
- (4) 悪臭は、敷地境界の地表における計量証明機関による測定結果において別表4に定める自主規制値以下とする。
- (5) 水質（排水）は、敷地の排水口における計量証明機関による測定結果において別表5に定める自主規制値以下とする。
- (6) 水質（浸透水）は、敷地内のモニタリング用の観測孔における計量証明機関による測定結果において別表6に定める自主規制値以下とする。

3 乙は、ダイオキシン類に係る大気、水質及び土壌への影響を継続して調査するため、別表7に定めるところにより環境モニタリングを実施するものとする。

4 乙は、自主規制値を超えた場合又はそのおそれが予測された場合、誠意をもってその対応に当たり、防止措置を講じるものとする。

5 乙は、自主規制値を超えたときは、速やかに施設の稼働を停止し、直ちに原因を究明し、必要かつ適切な対策を講じるとともに、速や

かにその旨を甲に報告するものとする。

6 乙は、廃棄物の適正な処理に必要な措置を執るための技術開発等について常に調査研究し、積極的に新技術の導入に努めるものとする。

7 乙は、関係法令の改正等により排出ガス等に関する新たな規制又は法規制値が定められたときは、当該規制又は法規制値に適合させるよう努めるものとする。

(測定結果等の公表)

第13条 乙は、前条に規定する公害防止に係る管理項目の測定結果について、敷地内に設置された公害監視モニター及び施設のホームページで公開するとともに、定期的に甲に報告を行うものとする。

(立入調査等)

第14条 乙は、甲から施設の管理運営状況等について、立入調査の要請又は必要な資料等の提示の要請があったときは、施設の管理運営に支障がない限りこれに応じるものとする。

(周辺の美化等)

第15条 乙は、敷地内及び施設周辺の道路や水路等の美化に努めるものとする。

2 乙は、地域住民への迷惑防止のため、施設利用者に対し、ルール及びマナーの励行促進に努めるものとする。

(施設の事故防止等)

第16条 乙は、施設の管理運営に当たり、火災、その他の事故防止に努め、設備機器類の機能が正常に働くよう保守点検等を十分に行うものとする。

2 乙は、施設の操業に起因し、甲に被害を及ぼす事象が発生したときは、誠意をもってその対応に当たるものとする。

3 乙は、前項の事象が発生したときは、速やかに施設の操業を停止し、原因を究明するとともに必要な対策を講じるものとする。

4 第2項の事象、想定外の事故及び事象が発生したときは、速やかにその旨を甲に報告し、協議するものとする。

(苦情処理)

第17条 乙は、甲から苦情の申出があったときは、速やかにその事実確認を行い、誠意をもってその対応に当たるものとする。

2 乙は、前項の事実確認及び調査結果並びに講じた措置について、

甲に報告するものとする。

(損害賠償等)

第18条 乙は、施設の操業に起因し、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害に対する賠償を行うものとする。

(有効期限)

第19条 この協定の有効期限は、施設の操業が終了し、廃炉が完了する日までとする。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたとき若しくは変更の必要が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

別表 1 (第12条関係)

排出ガス (煙突出口)

項目	単位	法規制値	自主規制値	測定頻度	備考
ばいじん	g/m ³ N	0.15	0.01	4回/年	
硫黄酸化物	ppm	4,500相当(※1)	50	〃	K値=17.5
窒素酸化物	ppm	250	100	〃	
塩化水素	ppm	430(※2)	50	〃	
水銀	μg/m ³ N	30	30	〃	
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	5	0.05	〃	

※ 排出ガス (ダイオキシン類を除く。) については、別途、常時監視を行うものとする。

※ 1 法規制値はK値で規制されており、濃度は煙突高、排ガス量、排ガス温度等から算出されるため、相当値を記載している。

※ 2 430ppm：大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号) による排出基準 700mg/m³ Nを濃度換算した値

別表 2 (第12条関係)

騒音 (敷地境界)

区 分	単 位	時間区分			測定頻度
		昼間	朝夕	夜間	
		8時～18時	6時～8時 18時～22時	22時～ 翌日の6時	
法規制値	デシベル	60	50	45	1回/年
自主規制値	デシベル	60	50	45	1回/年

※ 法規制値は、「騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定（昭和44年4月30日兵庫県告示第1448号の4）」による第2種区域の値

別表 3 (第12条関係)

振動 (敷地境界)

区 分	単 位	時間区分		測定頻度
		昼間	夜間	
		8時～19時	19時～翌日の8時	
法規制値	デシベル	60	55	1回/年
自主規制値	デシベル	60	55	1回/年

※ 法規制値は、「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準（昭和52年11月1日兵庫県告示第2265号の3）」による第1種区域の値

別表 4 (第12条関係)

悪臭 (敷地境界の地表)

特定悪臭物質名	単位	法規制値	自主規制値	測定頻度
アンモニア	ppm	1	1	1回/年
メチルカプタン	〃	0.002	0.002	〃
硫化水素	〃	0.02	0.02	〃
硫化メチル	〃	0.01	0.01	〃
二硫化メチル	〃	0.009	0.009	〃
トリメチルアミン	〃	0.005	0.005	〃
アセトアルデヒド	〃	0.05	0.05	〃
プロピオンアルデヒド	〃	0.05	0.05	〃
ノルマルブチルアルデヒド	〃	0.009	0.009	〃
イソブチルアルデヒド	〃	0.02	0.02	〃
ノルマルバレルアルデヒド	〃	0.009	0.009	〃
イソバレルアルデヒド	〃	0.003	0.003	〃
イソブタノール	〃	0.9	0.9	〃
酢酸エチル	〃	3	3	〃
メチルイソブチルケトン	〃	1	1	〃
トルエン	〃	10	10	〃
スチレン	〃	0.4	0.4	〃
キシレン	〃	1	1	〃
プロピオン酸	〃	0.03	0.03	〃
ノルマル酪酸	〃	0.001	0.001	〃
ノルマル吉草酸	〃	0.0009	0.0009	〃
イソ吉草酸	〃	0.001	0.001	〃

※ 法規制値は、「悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の規制基準
(昭和48年4月1日兵庫県告示第544号の35)」による一般地域の
値

別表 5 (第12条関係)

水質 (敷地排水口)

項目	単位	自主規制値	測定頻度
pH (水素イオン濃度 (水素指数))		5.8以上8.6以下	4回/年
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/L	160以下 (日間平均120以下)	〃
COD (化学的酸素要求量)	mg/L	160以下 (日間平均120以下)	〃
SS (浮遊物質)	mg/L	200以下 (日間平均150以下)	〃
n-ヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	5以下	〃
n-ヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L	30以下	〃
フェノール類含有量	mg/L	5以下	〃
銅含有量	mg/L	3以下	〃
亜鉛含有量	mg/L	2以下	〃
溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	〃
溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	〃
クロム含有量	mg/L	2以下	〃
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3,000以下	〃
窒素含有量	mg/L	120以下 (日間平均60以下)	〃
燐含有量	mg/L	16以下 (日間平均8以下)	〃
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	〃

※ 施設は、クローズドシステムを採用するため、汚水等は敷地外に排水しないことから、雨水排水の測定項目及び自主規制値は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）別表第2及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）別表第2に準じた。

別表 6 (第12条関係)

浸透水 (敷地内観測孔)

項目	単位	自主規制値	測定頻度
p H (水素イオン濃度 (水素指数))		5.8以上8.6以下	4回/年
B O D (生物化学的酸素要求量)	mg/L	160以下 (日間平均120以下)	〃
C O D (化学的酸素要求量)	mg/L	160以下 (日間平均120以下)	〃
S S (浮遊物質)	mg/L	200以下 (日間平均150以下)	〃
n-ヘキサン抽出物質含有 量(鉱油類含有量)	mg/L	5以下	〃
n-ヘキサン抽出物質含有 量(動植物油脂類含有量)	mg/L	30以下	〃
フェノール類含有量	mg/L	5以下	〃
銅含有量	mg/L	3以下	〃
亜鉛含有量	mg/L	2以下	〃
溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	〃
溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	〃
クロム含有量	mg/L	2以下	〃
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3,000以下	〃
窒素含有量	mg/L	120以下 (日間平均60以下)	〃
燐含有量	mg/L	16以下 (日間平均8以下)	〃

※ 測定項目及び自主規制値は、水質汚濁防止法別表第2に準じた。

別表 7 (第12条関係)

ダイオキシン類 (定点観測場所)

項目	単位	環境基準値	観測場所	測定頻度
大気	pg-TEQ/m ³	0.6 以下		2回/年
水質(水底の底質を除く。)	pg-TEQ/L	1 以下		〃
水底の底質	pg-TEQ/g	150 以下		〃
土壌	pg-TEQ/g	1,000 以下		〃

※ 観測場所については、協議会で協議の上、別に定めるものとする。

※ 環境基準値は、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年12月27日環境庁告示第68号）」による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年1月8日

甲 加古川西部土地改良区
理事長 三宅 利 弘



乙 西脇多可行政事務組合
管理者
西脇市長 片山 象 三



「西脇多可行政事務組合新ごみ処理施設の整備及び管理運営に関する環境保全協定書」に関する確認書

西脇多可行政事務組合新ごみ処理施設の整備及び管理運営に関する環境保全協定に関し、次のとおり確認する。

< 第4条第4号関係 >

【意見書3 関連】

「汚水等が地下に浸透し、翠明湖に流出しないよう対策を講じること。」に係る対策については、次のとおり。

【対策】

- (1) ごみピット等については、水密コンクリートの使用や構造継目への止水板の設置など、漏水や地下水の浸入を防止する構造とする。
- (2) 敷地内の適切な場所にモニタリング用の観測孔を設け、年4回、水質検査を実施することで汚水等の地下浸透の有無を確認する。なお、水質については、翠明湖において、国が定める環境基準を超えないよう管理を徹底する。

< 第4条第5号関係 >

【意見書2 関連】

「敷地内に降った雨水については、可能な限り貯留し、施設内で利用すること。」に係る対策については、次のとおり。

【対策】

- (1) 敷地内に降った雨水については、降り始めから30mmまでの雨水を貯めることができる雨水貯留槽を設ける。なお、雨水貯留槽の手前には「前処理槽」と「油分分離槽」を設ける。

○ 雨水貯留槽容量の考え方

「敷地内」とは、この確認書に添付する別紙「雨水貯留槽集水範囲図」に示す範囲をいい、貯留容量については、この

面積に30mmを乗じて算出した容量とする。

算出例：敷地面積12,000㎡の場合

$$12,000\text{ m}^2 \times 0.03\text{ m} = 360\text{ m}^3$$

- (2) 貯まった雨水については、ろ過装置により処理後、施設内で利用する。また、貯留容量を超える雨水については、調整池に流入させ、洪水調整後に翠明湖に放流する。
- (3) 雨水放流先において、施設に起因して水質及び水底の底質の環境基準を超えることがないよう、年4回、調整池の放流口で水質検査を行う。

<第8条関係>

「敷地内に第2条第3号に定める施設以外の施設を設置してはならない。」に係る「敷地内」とは、施設の整備において造成した区域をいう。

この確認書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年1月8日

甲 加古川西部土地改良区
理事長 三宅 利 弘

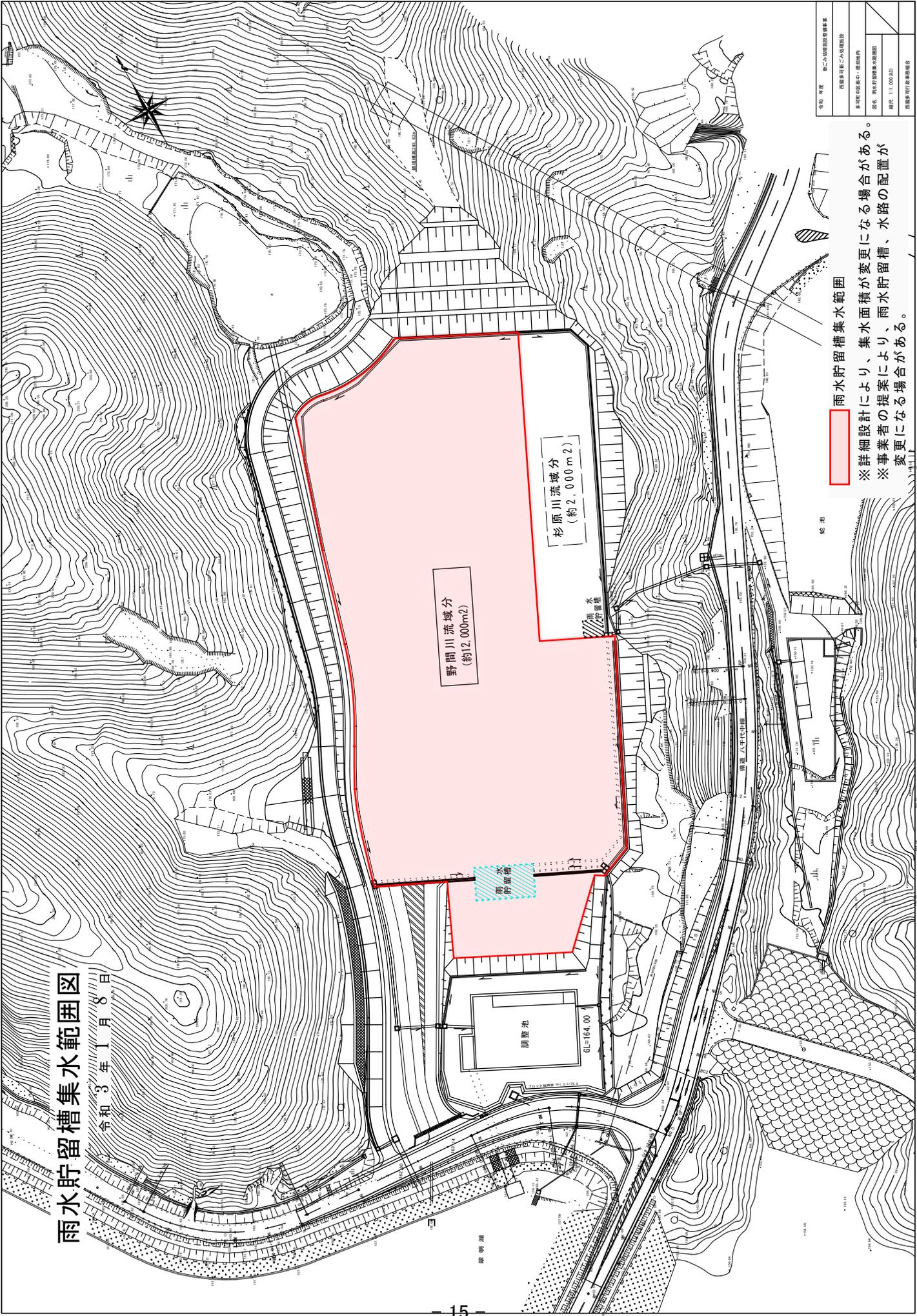


乙 西脇多可行政事務組合
管理者
西脇市長 片山 象 三



雨水貯留槽集水範囲図

令和3年1月8日



雨水貯留槽集水範囲

※詳細設計により、集水面積が変更になる場合がある。
 ※事業者の提案により、雨水貯留槽、水路の配置が変更になる場合がある。

所在地	新二小規模地区整備事業
実施主体	新二小規模地区整備事業
多摩市区域番号・建設種別	多摩市区域番号・建設種別
図名	雨水貯留槽集水範囲図
縮尺	1:1,000(1/3)
作成者	新二小規模地区整備事業